

—— 高等学校新入生徒の野球部入部及び 練習参加に関する規定 ——

加盟校ではこの時期、入学試験に合格した新たに高等学校野球部に入部を希望する生徒に対し、条件を満たしたうえで自校の練習に参加を許可している学校も多い。

当連盟は、下記の通り「高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定」を定める。

この規定については、内容を変更したわけではないが、その趣旨について周知徹底するための通知である。

新入生にとっては、中学校を卒業してから高等学校に入学するまでの期間は、非常に大切な時期である。

加盟校においては下記の規定を遵守し、トラブルなく新入生を受け入れるようにする。

記

(1) 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。したがって対外試合（練習試合・公式試合）への参加も入学式終了後とする。ただし、中高一貫校などで入学式がない場合は、4月当初の始業日以降とする。

(2) 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了した者は、3月25日以降、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の下承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については、保護者から中学校長に通知をしておくこととする。

なお、3月25日から31日までは「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。また、当該校の指導要領で、入学式が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間としなければならない。